

一般事業主行動計画策定・変更届

届出年月日 令和5年 3月29日

都道府県労働局長 殿

(ふりがな) せいふうかい
一般事業主の氏名又は名称 社会福祉法人 清風会

(ふりがな) さわさきかんたろう
(法人の場合) 代表者の氏名 澤崎 貫太郎

主たる事業 第一種、第二種社会福祉事業

住 所 〒731-0511
安芸高田市吉田町竹原967

電 話 番 号 0826-43-0611

一般事業主行動計画を（策定・変更）したので、次世代育成支援対策推進法第12条第1項又は第4項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 常時雇用する労働者の数 600 人（うち有期契約労働者 0人）
 - 〔 男性労働者の数 307 人
 - 〔 女性労働者の数 293 人
2. 一般事業主行動計画を (策定・変更) した日 平成・(令和) 5年3月29日
3. 変更した場合の変更内容
 - ① 一般事業主行動計画の計画期間
 - ② 目標又は次世代育成支援対策の内容（既に都道府県労働局長に届け出た一般事業主行動計画策定・変更届の事項に変更を及ぼすような場合に限る。）
 - ③ その他
4. 一般事業主行動計画の計画期間 平成・(令和)5年 4月 1日 ～ 平成・(令和) 8年 3月31日
5. 規定整備の状況
 - ① 有期契約労働者も対象に含めた育児休業制度 (有)・無
 - ② 有期契約労働者も対象に含めたその他の両立支援制度 (有)・無
6. 一般事業主行動計画を外部へ公表した日又は公表予定日 平成・(令和) 5年 4月1日
7. 一般事業主行動計画の外部への公表方法
 - ① インターネットの利用（両立支援のひろば・(自社のホームページ)・その他
()
 - ② その他の公表方法
()
8. 一般事業主行動計画の労働者への周知の方法
 - ① 事業所内の見やすい場所への掲示又は備付け
 - ② 書面の交付
 - ③ 電子メールの送信
 - ④ その他の周知方法
()
9. 次世代育成支援対策の内容（第二面・第三面に記載すること）
10. 次世代育成支援対策推進法第13条に基づく認定（くるみん認定）の申請をする予定 (有)・無・(未定)
11. 次世代育成支援対策推進法第15条の2に基づく特例認定（プラチナくるみん認定）の申請をする予定 (有)・無・(未定)

一般事業主行動計画の担当部局名	法人本部
(ふりがな) 担当者の氏名	ふじい やすひろ 藤井 康弘

社会福祉法人 清風会 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2023年 4月 2日～ 2026年年 3月 31日までの 3年間

2. 内容

目標1：地域の子どもの施設見学及び若者のインターンシップの受け入れを行う。

<対策>

- 2023年 5月～ 受け入れ体制、対象施設について検討開始
- 2023年 7月～ 受け入れを行う施設（工場）や部署への説明及び体制作り
- 2023年 10月～ 関係行政機関、学校との連携
- 2024年 3月～ 社員への周知及び市広報誌などによる取組の周知
- 2024年 5月～ 施設（工場）見学及びインターンシップの受け入れ開始
- 2026年 3月までに 3回以上の受け入れを実施

目標2：子どもが保護者である社員の働いているところを実際に見ることができる「子ども参観日」を実施する。

<対策>

- 2024年 4月～ 検討会の設置、対象施設と内容を決める
- 2024年 12月～ 社内報などによる社員への参観日実施についての周知
- 2025年 3月までに 参観日の実施、社員アンケート調査、別施設の検討
- 2026年 3月までに 2回目の参観日を計画し実施

以上